

公益財団法人日本医療機能評価機構
第1回 産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会

開催日時:2024年3月18日(月) 12:00~14:00

開催場所:日本医療機能評価機構 9階ホール

	氏名	所属・役職	出欠	出席形態
委員長	柴田 雅人	前一般財団法人日本民間公益活動連携機構 専務理事	出	来構
委員長代理	尾形 裕也	国立大学法人九州大学 名誉教授	出	来構
	五十嵐 裕美	西荻法律事務所 弁護士	出	来構
	池田 俊明	公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事	出	WEB
	石渡 勇	公益社団法人日本産婦人科医会 会長	出	来構
	岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	出	WEB
	勝村 久司	日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」 委員	出	WEB
	河本 滋史	健康保険組合連合会 専務理事	出	WEB
	木倉 敬之	全国健康保険協会 理事	出	WEB
	木村 正	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学講座 教授	出	WEB
	楠田 聡	学校法人東京医療保健大学大学院 臨床教授	出	WEB
	小林 廉毅	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 名誉教授	出	来構
	島崎 謙治	学校法人国際医療福祉大学大学院 教授	出	来構
	豊田 郁子	患者・家族と医療をつなぐ特定非営利活動法人「架け橋」 理事長	出	WEB
	濱口 欣也	公益社団法人日本医師会 常任理事	出	WEB
	宮澤 潤	宮澤潤法律事務所 弁護士	出	来構
オブザーバー	松本 晴樹	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室長	出	来構
オブザーバー	山下 護	厚生労働省 保険局 保険課長	出	来構

第1回 産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会(厚生労働省委託事業)

議事次第

日時: 2024年3月18日(月)
12時00分～14時00分

場所: 日本医療機能評価機構 9階ホール

【議題】産科医療特別給付事業の主な論点に関する議論

1. 産科医療特別給付事業に関する経緯について
2. 産科医療特別給付事業の枠組みの概要について
3. 産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解について
4. 産科医療特別給付事業に関する主な論点について

【資料】

- 資料1 産科医療特別給付事業の枠組みについて
(令和5年6月28日 自由民主党政務調査会 少子化対策調査会 社会保障制度調査会医療委員会)
- 資料2 産科医療補償制度の過去の個別審査で補償対象外となった児等に対する産科医療特別給付事業に係る対応について (要請)
(令和5年11月1日 医政局長 保険局長通知)
- 資料3 産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解について
(令和6年1月31日 厚生労働省 医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 事務連絡)
- 資料4 産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会の進め方(案)
- 参考1 産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会 要綱
- 参考2 産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会 委員名簿

1.産科医療特別給付事業に関する経緯について

- 日本医療機能評価機構において2009年1月より運営されている産科医療補償制度については、自由民主党および厚生労働省等からもこれまで着実に実施されていると評価されているが、2022年1月の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、過去に個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者から、当該児について、2022年改定後の補償対象基準を適用し、本制度の剰余金により救済することを要望する声が上がった。
- こうした要望を受け、2023年6月28日に、自由民主党政務調査会等において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」(令和5年6月28日 自由民主党政務調査会 少子化対策調査会 社会保障制度調査会 医療委員会) (以下、「枠組み」という) が取りまとめられた。
- 2023年7月5日に、自由民主党から厚生労働大臣あて、「産科医療特別給付事業に係る対応について(要請)」(令和5年7月5日 自由民主党政務調査会 少子化対策調査会 社会保障制度調査会 医療委員会)により、厚生労働省において、本取りまとめを踏まえ、事業設計を行うとともに、産科医療特別給付事業の適切な運用のための厚生労働省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うよう要請がされた。
- 2023年11月1日に、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療補償制度の過去の個別審査基準で補償対象外となった児等に対する産科医療特別給付事業に係る対応について(要請)」(令和5年11月1日 医政局長 保険局長通知)により、厚生労働省の委託事業として、評価機構において、厚生労働省からの委託により事業設計を行うとともに、本事業の運営に係る業務を行うことが要請された。
- 2024年1月31日に、厚生労働省と評価機構において、委託業務として「産科医療特別給付事業事業設計一式」の委託契約が締結され、委託契約書および仕様書、事務連絡において、「専門家や有識者にて構成される検討委員会を設置し、具体的な審査方法、支払い方法等制度の詳細設計について事務的な検討を行う。」とされていることから、特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。

資料1

産科医療特別給付事業の枠組みについて (令和5年6月28日 自由民主党政務調査会 少子化対策調査会 社会保障制度調査会 医療委員会)

資料2

産科医療補償制度の過去の個別審査で補償対象外となった児等に対する産科医療特別給付事業に係る対応について (要請) (令和5年11月1日 医政局長 保険局長通知)

資料3

産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解について (令和6年1月31日 厚生労働省 医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室 事務連絡)

2.産科医療特別給付事業の枠組みの概要について

○趣旨	<p>旧基準の個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者の方々から、掛金相当分の額を支払ったにもかかわらず保険金が支給されないことについて、令和4年（2022年）改定基準を遡って適用し、産科医療補償制度の剰余金を活用した救済を求める声が上がっている。</p> <p>産科医療補償制度の信頼を保ち、安定的な制度運営を行うためにも、この状況の早期解決を図るべきである。</p> <p>こうした経緯から産科医療補償制度とは別に、関係者の意見を踏まえ、平成21年（2009年）から令和3年（2021年）末日までの旧基準の個別審査で補償対象外となった児等について、令和4年（2022年）改定基準に相当する場合に、特別給付金を一時金にて支給する事業を、特別に創設する。</p>
○実施主体	<p>特別給付に係る事業設計は国が行うこと。また、特別給付に係る業務は産科医療補償制度の運営組織である機構が行うことを検討すること。</p> <p>産科医療補償制度及び当該事業について、国は、省令等により必要な措置を行うとともに、事業の詳細について検討した上で、実施要綱を定め、国と運営組織との関係性を明確にし、事業の適切な運用を図ること。</p>
○特別給付の対象者	<p>産科医療補償制度加入分娩機関と妊産婦が補償の契約を結んだ上で、掛金相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金及び医療機関からの賠償金等を受給していないことを前提として、当該分娩機関の医学的管理下における全ての分娩により出生した児のうち、次の3つの要件を満たす者を給付対象者とする。なお、産科医療特別給付事業の給付対象者数の推計、3つの要件に係る具体的な審査手法、支払い方法を含む詳細な事業の仕組みについては、事務的に検討すること。</p> <p>①次の対象期間中に一定の条件（在胎週数、出生体重）で出生し、脳性麻痺になったこと【給付対象基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成21年（2009年）以降平成26年（2014年）末日までに、在胎週数28週以上33週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数33週以上かつ2,000g未満で出生し脳性麻痺になった児。・平成27年（2015年）以降令和3年（2021年）末日までに、在胎週数28週以上32週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数32週以上かつ1,400g未満で出生し脳性麻痺になった児。 <p>②先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること【除外基準】</p> <p>③身体障害者障害程度等級1級又は2級相当の脳性麻痺であること【重症度の基準】</p>
○給付の額	1,200万円とすること（非課税）
○給付開始時期	令和7年（2025年）1月頃を目途とすること
○財源	産科医療補償制度の剰余金を活用すること

3.産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解について

○基本的な考え方について	産科医療補償制度を安定的に運営するための環境を整えることは重要であるため、別紙「産科医療特別給付事業の枠組みについて」(以下「取りまとめ」という。)に沿った対応が必要と考える。
○産科医療特別給付事業の対象者について	産科医療特別給付事業の対象者については、取りまとめの「3特別給付の対象者」に記載のとおりの子を対象としたい。なお、産科医療補償制度において、個別審査で補償対象外となった児のみではなく、同制度において補償申請を行っていない児も対象に含むと考えている。
○産科医療特別給付事業の設計に係る事業について	<p>(1)産科医療特別給付事業の審査基準については、取りまとめで示されている特別給付の対象者を審査できるよう基準を設けること。</p> <p>(2)事業設計に必要な費用については、貴機構と当省において委託契約を締結し、当省において負担すること。</p> <p>(3)産科医療特別給付事業を実施するに当たって必要な具体的な事業設計については、技術的な検討を行うため、検討会を開催し、詳細を議論いただくこと。</p> <p>(4)(3)の検討会開催に当たって、審査基準等の詳細を決定する際は、必要に応じて貴機構と当省で話し合いを行った上で、当省から指示を行うこと。</p> <p>なお、取りまとめの「3特別給付の対象者」に記載されている3つの要件に係る具体的な審査手法、支払方法を含む詳細な事業の仕組みについては、産科医療補償制度の審査及び補償金支払の仕組みを適宜参考としていただきたい。</p> <p>また、産科医療補償制度において個別審査で補償対象外となった児については、当時の補償申請書類等、産科医療補償制度のデータを活用することで、早期の給付に結び付けられると考えられるため、活用の是非及び活用する場合はその方法について検討されたい。</p>

4.産科医療特別給付事業に関する主な論点について

自民党の枠組みに関する主な論点

自民党の 枠組み	項目	主な論点	参考
		産科医療特別給付事業	産科医療補償制度（2022年制度）
1 趣旨	事業の目的	○自民党の枠組みでは、「趣旨は産科医療補償制度の信頼を保ち、安定的な制度運営を行うためにも、この（救済を求める声が上がっている）状況の早期解決を図るべきである。」とされているが、特別給付事業の目的はどのように考えるか。	分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ること
2 産科医療特別給付事業の実施主体	運営組織	-	公益財団法人 日本医療機能評価機構
3 特別給付の対象者	給付対象基準	○これらの各基準を満たしているかどうかの判断をどのように考えるか。	在胎週数28週以上
	除外基準		・児の先天性要因（両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常または先天異常） ・児の新生児期の要因（分娩後の感染症等）
	重症度の基準		身体障害者障害程度等級1級または2級に相当
	その他（補償申請期間）		○申請期間をどのように考えるか。 ○産科医療補償制度では、死亡した場合も補償しているが、どのように考えるか。
4 給付額	給付水準	○「給付額については、1,200万円とすること」とされているが、どのように考えるか。身体障害者障害程度等級、生死等にかかわらず一律給付することについてどのように考えるか。	3,000万円（身体障害者障害程度等級、生死等にかかわらず一律）
	支払方式	○「一時金にて支給する」とされているが、どのように考えるか。	・分割払方式（準備一時金として600万円を支払い、補償分割金として児が20歳になるまで、毎年120万円を児の生死にかかわらず支払い） ・「補償請求者」とは、当該児を現に看護している方
5 給付開始時期	給付開始時期	○「給付開始時期は、令和7年（2025年）1月頃を目途とすること」とされているが、申請開始時期はどのように考えるか。	-
6 給付申請に要する諸費用の負担軽減の対応	負担軽減措置	○「申請者が負担する諸費用について、負担軽減のための措置を講ずること」とされているが、どのように考えるか。	補償対象外となった場合、診断書取得費用一部補助金1万円（補償対象となった場合は、負担軽減費用の支払いなし）
7 財源	給付金、給付にかかる事務経費	○「給付対象者数の推計について事務的に検討すること」とされているが、どのように考えるか。	出産育児一時金等

委員会の具体的な検討内容に関する主な論点

産科医療特別給付事業 事業設計 検討委員会 要綱	検討内容	主な論点	参考
		産科医療特別給付事業	産科医療補償制度（2022年制度）
第2条（任務） 具体的な検討内容	（1）審査請求における必要書類	<p>○申請書類については、どのようなものが必要か。</p> <p>○過去に提出された申請書類について、どのように取り扱うか。</p> <p>○産科医療補償制度に補償申請をしていない場合は、申請書類が取得できない可能性があるのではないか。</p>	<p>産科医療補償制度の主な申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科医療補償制度補償請求用専用診断書（補償認定請求用） ・母子手帳の写し（「出生届出済証明」と「出産の状態」が記載されたページのコピー） ・産科医療補償制度の登録証の写し ・診療録または助産録および検査データ等の写し（電子媒体も可）
	（2）上記（1）がそろえられない場合の代替書類	<p>○申請に必要な書類が取得できない場合は、どのように考えるか。</p> <p>○産科医療補償制度に補償申請をしていない事案で、児が死亡している場合は、カルテの保存年限が5年であることから、カルテを取得できない可能性があるのではないか。</p>	
	（3）給付対象の基準	（上記ページに記載）	
	（4）給付金の給付方法	（上記ページに記載）	
	（5）産科医療補償制度の補償金を受け取っていないこと（医療機関からの賠償金等を受領していないこと）の確認方法	<p>○医療機関から賠償金等を受領していないことをどのように確認するか。</p>	<p>本制度では、分娩機関が重度脳性麻痺について法律上の損害賠償責任を負う場合、本制度から支払われる補償金と損害賠償金が二重に支払われることを避けるために調整を行うこととなっている。</p>
	（6）周知・広報の検討	<p>○過去に個別審査で補償対象外となった児や未申請の児の保護者へ広く周知する必要があるのではないか。</p>	<p>運営組織、国や都道府県等の地方公共団体および多くの関係団体等は連携し、制度開始から積極的な広報活動を行っている。</p>

産科医療特別給付事業の枠組みについて

令和5年6月28日
自由民主党政務調査会
少子化対策調査会
社会保障制度調査会医療委員会

1 趣旨

- 産科医療補償制度は、運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による平成21年（2009年）の運用開始以降、3,900件を超える補償対象者に補償金を支払い、原因分析・再発防止策の周知によって産科医療の質の向上を図るとともに、医療関係訴訟の事件数に一定の影響を及ぼすなど着実に実施されてきた。
- 同制度の補償対象基準については、機構が設置する産科医療補償制度運営委員会等において、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、学識経験者や医療保険者等による検討が行われ、当該検討の結果を踏まえて社会保障審議会医療保険部会における審議を経て定められており、その時点における適切な基準を設定しているところ、令和4年（2022年）1月の見直しにより、個別審査が廃止されるという大幅な変更がなされた。
- 現在、旧基準の個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者の方々から、掛金相当分の額を支払ったにもかかわらず保険金が支給されないことについて、令和4年（2022年）改定基準を遡って適用し、産科医療補償制度の剰余金を活用した救済を求める声が上がっている。
- 産科医療補償制度の信頼を保ち、安定的な制度運営を行うためにも、この状況の早期解決を図るべきである。
- こうした経緯から産科医療補償制度とは別に、関係者の意見を踏まえ、平成21年（2009年）から令和3年（2021年）末日までの旧基準の個別審査で補償対象外となった児等について、令和4年（2022年）改定基準に相当する場合に、特別給付金を一時金にて支給する事業を、特別に創設することを提案する。
- 厚生労働省においてはこの提案を踏まえ、事業設計を行うとともに、当該事業の適切な運用のための厚生労働省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うことを期待する。
- なお、産科医療補償制度では、機構は補償契約（補償約款）に基づき、出生年ごとの審査基準に基づき適正な審査を行っているが、民間の保険制度であるため過去に遡っての補償は困難であり、本事業は令和4年（2022年）改定基準を過去に遡及させるものではなく、解決に向けて特例的に実施するものである。また、このため、原因分析は実施しない。

2 産科医療特別給付事業の実施主体

- 特別給付に係る事業設計は国が行うこと。また、特別給付に係る業務は産科医療補償制度の運営組織である機構が行うことを検討すること。
- 産科医療補償制度及び当該事業について、国は、省令等により必要な措置を行うとともに、事業の詳細について検討した上で、実施要綱を定め、国と運営組織との関係性を明確にし、事業の適切な運用を図ること。

3 特別給付の対象者

- 産科医療補償制度加入分娩機関と妊産婦が補償の契約を結んだ上で、掛金相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金及び医療機関からの賠償金等を受給していないことを前提として、当該分娩機関の医学的管理下における全ての分娩により出生した児のうち、次の3つの要件を満たす者を給付対象者とする。なお、産科医療特別給付事業の給付対象者数の推計、3つの要件に係る具体的な審査手法、支払い方法を含む詳細な事業の仕組みについては、事務的に検討すること。
 - ① 次の対象期間中に一定の条件（在胎週数、出生体重）で出生し、脳性麻痺になったこと【給付対象基準】
 - ・ 平成21年（2009年）以降平成26年（2014年）末日までに、在胎週数28週以上33週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数33週以上かつ2,000g未満で出生し脳性麻痺になった児。
 - ・ 平成27年（2015年）以降令和3年（2021年）末日までに、在胎週数28週以上32週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数32週以上かつ1,400g未満で出生し脳性麻痺になった児。
 - ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること【除外基準】
 - ③ 身体障害者障害程度等級1級又は2級相当の脳性麻痺であること【重症度の基準】

4 給付の額

- 給付額については、1,200万円とすること。
※特別給付金については、非課税とする。

5 給付開始時期

- 審査方法の検討等に要する期間を踏まえ、令和7年（2025年）1月頃を目途とすること。

6 給付申請に要する諸費用の負担軽減の対応

- 給付申請にあたり申請者が負担する諸費用について、負担軽減のための措置を講ずること。

7 財源

- 給付金、給付にかかる事務経費及び申請に要する諸費用の負担軽減のための財源については、関係者の理解を得て、産科医療補償制度の剰余金を活用すること。
- なお、当該剰余金の活用に伴い、将来の妊産婦の掛金相当分の負担軽減期間が短縮することについては、産科医療補償制度の長期的な安定運営に支障が生じないように、特別給付の支給状況を勘案しつつ、令和8年（2026年）を目途に政府において予定されている出産育児一時金の在り方の検討を一つの目処として、必要な検討を行うこと。

8 国の支援

- 産科医療特別給付事業の円滑な運営のため、国は事業設計に関する支援を行うとともに、産科医療補償制度の剰余金の活用に向けて、関係者の理解が得られるよう取り組むこと。

(以上)

公益財団法人日本医療機能評価機構

理事長 河北 博文 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

産科医療補償制度の過去の個別審査で補償対象外となった児等に対する
産科医療特別給付事業に係る対応について (要請)

医療安全の推進については、平素から格別の御協力、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、産科医療補償制度 (以下「本制度」という。) につきましても、貴機構において適切に運営いただいていること感謝申し上げます。

貴機構において平成 21 年 1 月より運営されている本制度については、これまで着実に実施してきていただいているところですが、令和 4 年 1 月の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、過去に個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者から、当該児について、令和 4 年改定後の補償対象基準を適用し、本制度の剰余金により救済することを要望する声が上がっているところです。

今般、こうした要望を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、本制度は、貴機構において補償契約 (補償約款) に基づき、出生年ごとの審査基準に基づき適正な審査を行っている民間の保険制度であるため、過去に遡っての補償は困難であることを前提としつつ、別添 1 のとおり「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられ、別添 2 のとおり、厚生労働大臣に対し、産科医療特別給付事業 (以下「本事業」という。) の事業設計を行うとともに、本事業の適切な運営のための当省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うよう要請がありました。

当省としても、本制度を安定的に運営するための環境を整えることは重要と考えているところ、当該要請も踏まえて事業設計を行うに当たって、貴機構が有する本制度の審査に関する知識、経験、データ等が必要であることから、貴機構において、当省からの委託により事業設計を行っていただくとともに、本事業の運営に係る業務を行っていただくことを要請いたします。

なお、本制度及び本事業について、当省としては、省令等により必要な措置を行うとともに、事業の詳細について検討した上で、実施要綱を定め、国と運営組織との関係性を明確にしていまいります。また、本事業の円滑な運営のため、本事業に本制度の剰余金を活用することについて、関係者の理解が得られるよう取り組んでまいります。

産科医療特別給付事業の枠組みについて

令和5年6月28日
自由民主党政務調査会
少子化対策調査会
社会保障制度調査会医療委員会

1 趣旨

- 産科医療補償制度は、運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による平成21年（2009年）の運用開始以降、3,900件を超える補償対象者に補償金を支払い、原因分析・再発防止策の周知によって産科医療の質の向上を図るとともに、医療関係訴訟の事件数に一定の影響を及ぼすなど着実に実施されてきた。
- 同制度の補償対象基準については、機構が設置する産科医療補償制度運営委員会等において、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、学識経験者や医療保険者等による検討が行われ、当該検討の結果を踏まえて社会保障審議会医療保険部会における審議を経て定められており、その時点における適切な基準を設定しているところ、令和4年（2022年）1月の見直しにより、個別審査が廃止されるという大幅な変更がなされた。
- 現在、旧基準の個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者の方々から、掛金相当分の額を支払ったにもかかわらず保険金が支給されないことについて、令和4年（2022年）改定基準を遡って適用し、産科医療補償制度の剰余金を活用した救済を求める声が上がっている。
- 産科医療補償制度の信頼を保ち、安定的な制度運営を行うためにも、この状況の早期解決を図るべきである。
- こうした経緯から産科医療補償制度とは別に、関係者の意見を踏まえ、平成21年（2009年）から令和3年（2021年）末日までの旧基準の個別審査で補償対象外となった児等について、令和4年（2022年）改定基準に相当する場合に、特別給付金を一時金にて支給する事業を、特別に創設することを提案する。
- 厚生労働省においてはこの提案を踏まえ、事業設計を行うとともに、当該事業の適切な運用のための厚生労働省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うことを期待する。
- なお、産科医療補償制度では、機構は補償契約（補償約款）に基づき、出生年ごとの審査基準に基づき適正な審査を行っているが、民間の保険制度であるため過去に遡っての補償は困難であり、本事業は令和4年（2022年）改定基準を過去に遡及させるものではなく、解決に向けて特例的に実施するものである。また、このため、原因分析は実施しない。

2 産科医療特別給付事業の実施主体

- 特別給付に係る事業設計は国が行うこと。また、特別給付に係る業務は産科医療補償制度の運営組織である機構が行うことを検討すること。
- 産科医療補償制度及び当該事業について、国は、省令等により必要な措置を行うとともに、事業の詳細について検討した上で、実施要綱を定め、国と運営組織との関係性を明確にし、事業の適切な運用を図ること。

3 特別給付の対象者

- 産科医療補償制度加入分娩機関と妊産婦が補償の契約を結んだ上で、掛金相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金及び医療機関からの賠償金等を受給していないことを前提として、当該分娩機関の医学的管理下における全ての分娩により出生した児のうち、次の3つの要件を満たす者を給付対象者とする。なお、産科医療特別給付事業の給付対象者数の推計、3つの要件に係る具体的な審査手法、支払い方法を含む詳細な事業の仕組みについては、事務的に検討すること。
 - ① 次の対象期間中に一定の条件（在胎週数、出生体重）で出生し、脳性麻痺になったこと【給付対象基準】
 - ・ 平成21年（2009年）以降平成26年（2014年）末日までに、在胎週数28週以上33週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数33週以上かつ2,000g未満で出生し脳性麻痺になった児。
 - ・ 平成27年（2015年）以降令和3年（2021年）末日までに、在胎週数28週以上32週未満で出生し脳性麻痺になった児又は在胎週数32週以上かつ1,400g未満で出生し脳性麻痺になった児。
 - ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること【除外基準】
 - ③ 身体障害者障害程度等級1級又は2級相当の脳性麻痺であること【重症度の基準】

4 給付の額

- 給付額については、1,200万円とすること。
※特別給付金については、非課税とする。

5 給付開始時期

- 審査方法の検討等に要する期間を踏まえ、令和7年（2025年）1月頃を目途とすること。

6 給付申請に要する諸費用の負担軽減の対応

- 給付申請にあたり申請者が負担する諸費用について、負担軽減のための措置を講ずること。

7 財源

- 給付金、給付にかかる事務経費及び申請に要する諸費用の負担軽減のための財源については、関係者の理解を得て、産科医療補償制度の剰余金を活用すること。
- なお、当該剰余金の活用に伴い、将来の妊産婦の掛金相当分の負担軽減期間が短縮することについては、産科医療補償制度の長期的な安定運営に支障が生じないように、特別給付の支給状況を勘案しつつ、令和8年（2026年）を目途に政府において予定されている出産育児一時金の在り方の検討を一つの目処として、必要な検討を行うこと。

8 国の支援

- 産科医療特別給付事業の円滑な運営のため、国は事業設計に関する支援を行うとともに、産科医療補償制度の剰余金の活用に向けて、関係者の理解が得られるよう取り組むこと。

(以上)

令和5年7月5日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 殿

自由民主党政務調査会
少子化対策調査会
会長 衛 藤 晟 一
社会保障制度調査会医療委員会
委員長 田 村 憲 久

産科医療特別給付事業に係る対応について（要請）

産科医療補償制度については、平成21年1月より公益財団法人日本医療機能評価機構において運営されているが、令和4年1月に補償対象基準の見直しが行われ、個別審査が廃止されたことを受け、過去に個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者から、当該児について、令和4年改定後の補償対象基準を適用し、本制度の剰余金により救済することを要望する声が当会に上がっているところである。

今般、この状況について早期の解決を図るため、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、別添のとおり「産科医療特別給付事業の枠組みについて」を取りまとめた。

厚生労働省においては、本取りまとめを踏まえ、事業設計を行うとともに、産科医療特別給付事業の適切な運用のための厚生労働省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うよう要請する。

事務連絡
令和6年1月31日

公益財団法人日本医療機能評価機構 御中

厚生労働省

医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室

産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解について

医療安全の推進については、平素から格別の御協力、御高配賜り厚く御礼申し上げます。また、産科医療補償制度につきましても、貴機構において適切に運営いただいていること感謝申し上げます。

さて、産科医療特別給付事業につきましては、令和5年6月28日に自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において「産科医療特別給付事業の枠組みについて」（以下「取りまとめ」という。）が取りまとめられ、同年7月5日に厚生労働大臣に対し、取りまとめを踏まえた対応を行うよう要請がされたところです。

当省といたしましても、産科医療補償制度を安定的に運営するための環境を整えることは重要と考えているため、取りまとめを踏まえた対応が必要と考えており、同年11月1日に貴機構に対し「産科医療補償制度の過去の個別審査で補償対象外となった児等に対する産科医療特別給付事業に係る対応について（要請）」を通知させていただいたところです。今般、別添のとおり、産科医療特別給付事業についての当省の見解を整理しましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本内容に関しては保険局保険課と協議済みである旨、申し添えます。

産科医療特別給付事業に係る厚生労働省の見解

1. 基本的な考え方について

産科医療補償制度を安定的に運営するための環境を整えることは重要であるため、別紙「産科医療特別給付事業の枠組みについて」（以下「取りまとめ」という。）に沿った対応が必要と考える。

2. 産科医療特別給付事業の対象者について

産科医療特別給付事業の対象者については、取りまとめの「3 特別給付の対象者」に記載のとおりの子を対象としたい。なお、産科医療補償制度において、個別審査で補償対象外となった子のみではなく、同制度において補償申請を行っていない子も対象に含むと考えている。

3. 産科医療特別給付事業の設計に係る事業について

- (1) 産科医療特別給付事業の審査基準については、取りまとめで示されている特別給付の対象者を審査できるよう基準を設けること。
- (2) 事業設計に必要な費用については、貴機構と当省において委託契約を締結し、当省において負担すること。
- (3) 産科医療特別給付事業を実施するに当たって必要な具体的な事業設計については、技術的な検討を行うため、検討会を開催し、詳細を議論いただくこと。
- (4) (3)の検討会開催に当たって、審査基準等の詳細を決定する際は、必要に応じて貴機構と当省で話し合いを行った上で、当省から指示を行うこと。

なお、取りまとめの「3 特別給付の対象者」に記載されている3つの要件に係る具体的な審査手法、支払方法を含む詳細な事業の仕組みについては、産科医療補償制度の審査及び補償金支払の仕組みを適宜参考としていただきたい。

また、産科医療補償制度において個別審査で補償対象外となった子については、当時の補償申請書類等、産科医療補償制度のデータを活用することで、早期の給付に結び付けられると考えられるため、活用の是非及び活用する場合はその方法について検討されたい。

4. 産科医療特別給付事業の運営について

事業の運営に係る業務については、事業設計に係る委託事業において取りまとめられた内容を基に、実施要綱を定め、運営組織を決定することとする。その際、当省において必要に応じてその内容に関する整理又は協議等の必要な措置を行うものとする。

産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会 の進め方（案）

2024年 3月

第1回 キックオフ（フリーディスカッション）

- ・ 特別給付事業に関する経緯
- ・ 目的、検討事項
- ・ 進め方



月に2回程度開催（全5回程度）

当事者の保護者へのヒアリング等を行う

2024年 6月頃

検討委員会としての報告をとりまとめ

※ 検討委員会の報告を踏まえ、社会保障審議会医療保険部
会等で議論

産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会 要綱

(設置目的)

第1条 産科医療補償制度は、分娩に係る医療事故（過誤を伴う事故及び過誤を伴わない事故の両方を含む。）により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

産科医療補償制度の補償対象基準については、日本医療機能評価機構が設置する産科医療補償制度運営委員会等において、その時点の医学的知見や医療水準を踏まえ、学識経験者や医療保険者等による検討が行われ、当該検討の結果を踏まえて社会保障審議会医療保険部会における審議を経て定められており、その時点における適切な基準を設定している。

今般、令和4年（2022年）1月の見直しにより、個別審査が廃止されるという大幅な変更がなされたところ、個別審査で補償対象外となった児を持つ保護者の方々から、新たな基準を適用し、剰余金による救済を求める声が上がった。

こうした要望を受け、2023年6月28日に、自由民主党政務調査会等において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」（令和5年6月28日 自由民主党政務調査会少子化対策調査会社会保障制度調査会医療委員会）が取りまとめられ、2023年7月5日に、自由民主党から厚生労働大臣あて、「産科医療特別給付事業に係る対応について（要請）」

（令和5年7月5日 自由民主党政務調査会少子化対策調査会社会保障制度調査会医療委員会）により、厚生労働省において、本取りまとめを踏まえ、事業設計を行うとともに、産科医療特別給付事業の適切な運用のための厚生労働省の関与を含めた必要な措置、支援、調整等を行うよう要請がされた。

その後、2023年11月1日に、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療補償制度の過去の個別審査基準で補償対象外となった児等に対する産科医療特別給付事業に係る対応について（要請）」（令和5年11月1日 医政局長保険局長通知）により、厚生労働省の委託事業として、評価機構において、厚生労働省からの委託により事業設計を行うとともに、本事業の運営に係る業務を行うことが要請された。

公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「受託者」という。）が厚生労働省医政局地域医療計画課（以下「委託者」という。）より2024年1月31日に受託した「産科医療特別給付事業事業設計一式」（以下「本委託事業」という。）は、産科医療補償制度は補償契約（補償約款）に基づき、出生年ごとの審査基準に基づき適正な審査を行っているため、令和4年（2022年）改定基準を、過去に遡って補償することは困難であり、救済を求める声が上がった状況について早期に解決を図るよう、産科医療補償制度の信頼を保ち、安定的な制度運営を行うため、産科医療補償制度とは別に特別給付金を一時金にて支給する事業（以下「特別給付事業」という。）の創設に向け、事業の具体的な枠組みを設計するものである。

本事業の設計にあたり、特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 本委員会は特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う。

具体的な検討内容

- (1) 審査請求における必要書類
- (2) 上記(1)がそろえられない場合の代替書類
- (3) 給付対象の基準
- (4) 給付金の給付方法
- (5) 産科医療補償制度の補償金を受け取っていないことの確認方法
- (6) 周知・広報の検討

(組織等)

第3条 本委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、医療関係団体、患者団体、保険者、学識経験者等の中から公益財団法人日本医療機能評価機構理事長（以下「理事長」という。）が委嘱し、その任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 委員のうち1人を委員長とし、理事長が指名する。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 委員長は、あらかじめ委員長代理を指名しておくことができる。

(議事運営)

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 本委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 本委員会の審議は、公開とする。ただし、給付対象者の個別利害に直結する事項についての検討も含まれる場合等は、会議及び議事は非公開で行い、議事の内容の透明性を確保するという観点から、公開できる事項については議事録を公開する。

(守秘事項)

第5条 委員は、非公開の本委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第6条 本委員会の庶務は、委託者である厚生労働省医政局地域医療計画課および保険局保険課の協力を得て、機構において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか本委員会の運営に必要な事項は、委員及び委託者との協議のうえ、受託者が別に定める。

附則

この要綱は、2024年3月1日から施行する。

産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会
委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属・役職
委員長	柴田 雅人	前一般財団法人日本民間公益活動連携機構 専務理事
委員長 代理	尾形 裕也	国立大学法人九州大学 名誉教授
	五十嵐 裕美	西荻法律事務所 弁護士
	池田 俊明	公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事
	石渡 勇	公益社団法人日本産婦人科医会 会長
	岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長
	勝村 久司	日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」 委員
	河本 滋史	健康保険組合連合会 専務理事
	木倉 敬之	全国健康保険協会 理事
	木村 正	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学講座 教授
	楠田 聡	学校法人東京医療保健大学大学院 臨床教授
	小林 廉毅	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 名誉教授
	島崎 謙治	学校法人国際医療福祉大学大学院 教授
	豊田 郁子	患者・家族と医療をつなぐ特定非営利活動法人「架け橋」 理事長
	濱口 欣也	公益社団法人日本医師会 常任理事
	宮澤 潤	宮澤潤法律事務所 弁護士
オブザーバー	松本 晴樹	厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進室・医務指導室長
オブザーバー	山下 護	厚生労働省保険局 保険課長